



うえの事務所通信 VOL.61 R8.10.1



事務員 N・K

今年の夏は涼しい日が多かったですが、雨続きで少しだるく感じています。日本各地で豪雨のために冠水することも多く、いつどこで起こるかかわからないですし、館林はアンダーパスが多いので気をつけなくてはいけないと思います。また、夜は気温が低くなってきましたのでどうぞご自愛ください。

メディア掲載のお知らせー「出来高払制」該当性をめぐる最新裁判例



弁護士 上野俊夫

令和8年9月10日付の物流ウィークリー紙に、【「出来高払制」判断分れる 運送業めぐる最新判例】として私のインタビュー記事を掲載していただきました。

実際に「出来高払制」該当性が争われた事件で企業側の代理人を務めた立場から、判決の内容や実務上の要点についてお話ししています。

歩合給を採用している会社にとって、その賃金体系が労働基準法上の「出来高払制」にあたるかどうかは、残業代の金額に決定的な差を生みます。「出来高払制の賃金」にあたる場合、割増賃金の単価を出すときに賃金を総労働時間で割ることができ、しかも割増率が通常の1.25ではなく0.25で足りるからです。同じ賃金額、同じ残業時間でも、支払うべき残業代が数分の一になることもあります。

逆に、該当性が否定されればどうなるか。一昨年に判決が出たサカイ引越センター事件では、売上額に連動する歩合給について「出来高払制の賃金」性が否定され、会社は多額の割増賃金の支払いを命じられました。他方、本年2月に判決が出た私の担当した事件では、「売上高」に連動する完全歩合給について該当性が認められています。同じような争点で、裁判所の判断が分かれた形です。

企業側にとっては有利な判決ですが、それ以上に大切なのは、そもそも裁判にならない制度設計です。歩合給の計算方法を就業規則や賃金規程にきちんと定めること、雇用契約書と規程の内容を一致させておくこと、そして給与明細に計算の根拠となる売上額を載せて、従業員が自分で検証できる状態にしておくこと。実は最後の点は、サカイ引越センター事件で会社に不利に働いた事情の一つでもありました。

いずれも、今日から手をつけられることばかりです。歩合給や固定残業代を採用されている企業様は、この機会に一度ご確認ください。Web版でも記事をご覧ください。下記のQRコードからぜひご覧下さい。

Web版の記事
はこちら

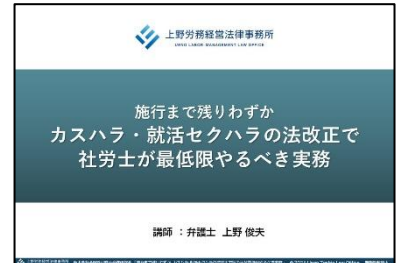


栃木県社会保険労務士会様で 研修講師を務めさせていただきました

令和 8 年 8 月 26 日、栃木県社会保険労務士会様主催の研修会にて、研修講師を務めさせていただきました。今回の研修会は配信形式で行われ、栃木県社会保険労務士会所属の先生方だけでなく、関東甲信越の各会に所属される先生方にもご視聴いただきました。

講義では、本日 10 月 1 日より施行された改正労働施策総合推進法について、改正のポイントと、社会保険労務士の先生方が顧問先に対して行うべき対応を詳しく解説いたしました。

本日以降、使用者はカスタマーハラスメントおよび就活セクハラの防止について、必要な措置を講ずることが義務となります。各種書式の作成をご依頼されたい顧問先の社労士先生方・会社様は、ぜひお気軽にご連絡ください。



出版書籍のご案内

重版決定!!



職場の問題社員に困ったら読む本 弁護士が教える採用・懲戒・解雇の完全対策

著者 : 弁護士 上野俊夫
出版社 : 株式会社自由国民社
発売 : 令和 7 年 12 月 15 日
価格 : 1,900 円(税抜)

Amazon 購入ページ
はこちら



・・・ひとりごと・・・

先日、ポリスミュージアム(警察博物館)に行ってきました。

なんとなく行ってみたいな、という気分だけで見学に行ったので下調べなどしていなかったのですが、入ってすぐにパトカー仕様の RX-8 が鎮座しており、一気にテンションが上がりました。

日本の警察の歴史や歴代及び現在の各種制服といった展示物だけではなく、足跡やタイヤ痕の特定や指紋の採取など、捜査の疑似体験ができるようなコーナーも多くありました。

私は友人とともに犯人を見つける体験にチャレンジしました。難易度は初級・中級・上級と 3 段階あり、友人と「子供向けのものだし上級で全然余裕でしょ」などと話しながらスタートボタンを押したのですが、いざ始まったら予想していたより遥かに難しくて 3 回中 1 回しか犯人を見つけることができませんでした。いつか再挑戦したいものです。



事務員 A・F